Щ

平

Л

郎

幅に限りがあり、索引的な意味と所論の便宜に、歌謡の作者とされ らぬ儘、上記のように決めた。論の根底となっているのは都合二十 お確め頂ければ幸いである。 ので、この小論をお読み下さる方はテキストに当って、その歌謡を ている人、それが収められている事件、及び歌番号だけを次に記す 三首の歌謡で、本来ならばその歌謡をいちいち掲げるべきだが、紙 二・三を書こうとするもので、ほかに適当した簡潔な表題も見つか 謡と『日本書紀』の雄略朝歌謡とを読み較べて、思い浮んだ私考の 曖昧ですこし気障な表題だが、要するに、『古事記』の雄略朝歌

ある) 「憚って婚さずして御歌を賜わって犒ったという物語中のもの。 との四歌は「志都歌」でしている。 守って嫁せず、八十年を経てその旨を申し出た。天皇はその守操を哀れんだが、極老を との贈答歌 日下部王に賜わったもの) 古事記所載歌謡 (記九六) 雄略天皇の御歌第二 (美和河で衣を洗っていた赤猪子は、「今喚してむ」という天皇の命を 「記九一」雄略天皇の御歌第一 (妻訪いの際に、 (記九二~記九五)雄略天皇と引田部赤猪子 (天皇御自ら御琴を弾いて吉野川辺 砦

> めた時のもの) 「記一〇〇」 「天 語 歌」三首の第一、伊勢国の三重出合った媛女が天皇の御姿を見て岡辺に逃げ隠れた。その隠れた媛女を遮二 無二捜し求 をとめ おぼのきつきのおみ しょう しょう しょう かにのきつきのおみ あにのきつきのおみ 给がその虻を咋った時のもの。ヤマトの国を蜻蛉鳥という由来の歌だが、阿岐豆野の地で一個歌第三(吉野の阿岐豆野での鹿猪猟りに、天皇の御腕を虻が咋った。飛んで来た蜻ょの歌だら、あきての Lし あきまりの あいくし あき 猪を恐れた天皇は様の木に逃げのぼって命拾いをした。その時のもの)『二記九九 名起原として載せられている) 【記九八】雄略天皇の御歌第四 の
>
> 電女に舞を舞わさせ、その好技を嘉して賜わったもの)
>
> 「記九七」雄略天皇の (葛城山で大

じ時、天皇の偉容を新嘗屋の傍らの「葉広ゆつ眞 椿」の如しと称えたもの) たというその歌) 〔記一〇一〕 「天語歌」 三首の第二、大后の歌たというその歌) を示されて賜ったもの。この歌は「字岐歌」である) 歌第六 (是の豊明の日、春日の袁杼比賣が大御酒を献った時、御膳の給仕人の心構え 隠無事酒宴する有様を鳥に見立てて歌ったもの) のを気付かず、大御酒を献って死罪となるところを、この歌をうたってその罪を赦され 一〇二」「天語歌」三首の第三、雄略天皇の御歌(同じ時、大宮人が平 の歌(豊明の時、新嘗屋の傍らの槻の木の葉が、伝来の 瑞 玉 盞 に落ち散った。 とよのあかり みづたまうき (記一〇三) 雄略天皇の御 ○記一○四」袁杼比売の

雄略朝歌謡についての二・三の私考

(前歌に対し、

常に天皇の側近に奉仕したいと願う旨を歌ったもの。

との歌は「志

あるが、そのうち両書に共通する、といってもその意味は、もと同

雄略朝の歌謡はみて来たように、古事記一

四首、日本書紀九首で

もの。蜻蛉の功を嘉した歌だが、 蜻蛉野の地名起原として載せられている。 記九七と同 悲しんで歌ったもの) 皇は兵を興して円大臣の家を囲んで、大臣ともども焼き殺した。その折り、大臣の妻の 眉輪王は安康天皇を父の仇として刺殺し、 円大臣を頼んでその家に逃げ入った。 雄略天 の御猟りに、天皇の御腕を虻が咋った。 飛んで来た蜻蛉が、 仇なすその虻を咋った時の 日本書紀所載歌謡 (紀七四) 円 大 臣 の妻の歌(大旦下王の遺子

「紀七九」とは日根(命の歌(狭穂彦の玄孫歯田根命は奴の山辺小嶋子を姧して、そ「紀七九」はだねのみことはだねのみこと。 出て山野の體勢を御覧じて歌われたもの。山讃めの歌である) 根より出た歌である) と同根より出た歌である) 殺し、舎人の怯懦を責めて殺そうとされた。 その処刑の場で舎人の歌ったもの。 記九ハ 舎人は警護の任を放擲して榛の木に逃げのぼった。 天皇は御弓でその 大猪を刺して踏み (木工闘鶏御田―一本に猪名部御田―は、伊勢の婇を姧したと疑われ処刑され 〔紀七六〕舎人の歌(葛城山の御猟りで、大猪を恐れたとねり 「紀七五」雄略天皇の御歌第一 (吉野の蜻蛉の野で 「紀七七」雄略天皇の御歌第二 (紀七八) (泊瀬の小野に 」秦酒

連続した二首だけで、古事記にあって日本書紀にない歌謡は十二首 らを伝承の間における変化とみて、便宜共通という名目で呼ぶと、 或いは人も処も異なる事件に結び付いているものさえあるが、それ 根から出ていると思われる歌謡のことで、句の表現に相違があり、 た相違がある。試みにいうと あるが、この割合を雄略朝以前の御代のそれに比較すると確然とし に対する共通歌謡数は古事記では十四対二、日本書紀では九対二で 日本書紀にあって古事記にない歌謡は七首である。すなわち総歌数 そうした共通歌謡は記九七と紀七五、記九八と紀七六との、共に相 -[[)内は共通歌謡

ものであるが、日本書紀についてみると、雄略朝以前では総歌数に これは比較的歌数の多い御代(古事記一O首以上) のそれを抜き出した 神武朝 神代 仁徳朝 允恭朝 応神朝 景行朝 古事記一二首(五首)。 古事記 古事記二三首(二三首)。 古事記一五首(七首)。 古事記一三首(云首)。 古事記一五首 (四首) 一一首(八首)。 日本書紀七首(三首) 日本書紀八首(六首) 日本書紀八首 日本書紀六首 日本書紀六首(四首) 日本書紀二二首(1三首 (七首) (六首)

た五百の蝦夷を射倒し、弓を杖にして歌ったもの)―以上九首

吉備臣尾代の歌

(征新羅将軍吉備臣尾代が反乱を企て

記についてみると、これも亦それに相応じるように、神代を除けば

の全部、応神朝の如きも八首中の七首までが共通歌謡である。 対する共通歌謡数の割合は、殆どが半数以上で、景行朝の如きはそ 七・五・七・七の所謂旋頭歌形式歌である)

||一|(天皇は同伴巧者の歌によって、 眞根を罰する非を悟り、使者を黒駒に乗せて刑場に

その死罪を敵された時のもの。 この歌は第二句と第五句とが 同形の短歌形式

して処刑されようとした時、

等に新技術を持った帰化系の部族である章名部 (猪名部)

(木工章名部眞根が婇の裸相撲を見て、不覚にも己れの誇った技に失敗

同伴巧者が眞根を惜しんで歌ったもの。 この歌は五・七

「紀八一」「雄略天皇の御歌第

の贖罪に「馬の八匹」を提供して歌ったもの)

〔紀八〇〕造船、

、楼閣の建築

(134)

歌謡の「旧辞」ばなれは、雄略朝で新しい展開をみたのである。との隔りが著しくなったことを示すもので、云うならば、日本書紀との隔りが著しくなったことを示すもので、云うならば、日本書紀とのにない。ところが雄略朝では、日本書紀は九首中の、古事記は十四首中の二首が共通歌謡で、他はその半数内外が共通歌謡で占められている。ところが雄略朝では、その半数内外が共通歌謡で占められている。ところが雄略朝では、

もと同根から出たと思われる歌謡二首についてみても、その扱い 方は著しく相違する。記九八と紀七六とは「我が大君の」と三人称 で歌い出し、「我が逃げのぼりし」と一人称で歌い納める、ほぼ同 一表現の歌謡を、序章でいったように、古事記では天皇の御歌とし いうと天皇の御歌ではない。但し歌い納めからいうと榛の木で命拾 いをした時の歌で、処刑の場での歌とは思えない〉といった意味の ことを述べているが、人称の転換は、記八六(紀七〇)、記二など例 のあるもので、天皇の御歌とも舎人の詠とも解されるものであるが 押し並べていうと、古事記には戯画化されたスメロギが登場する。 がなたまれれば「媛女の」い隠る岡を 金組も 五百箇もがも 銀 がなて記九九は「媛女の」い隠る岡を 金組も 五百箇もがも 銀 がなたまれているものであるが、これを歌う雄略天皇は人無いものねだり き辞ねるもの」であるが、これを歌う雄略天皇は人無いものねだり きな神聖な存在とする筆法がある。例えば親々相姧の「木梨軽太子 物語」で「太子は是れ儲君たり。加刑することを得ず。則ち大娘皇 女を伊豫に移す」(允恭紀)とするのもそれである。 古事記にはこの記九八の物語につづけて「又一時」として、雄略

我れと同じく振舞う者を詰問した天皇が、一言主大神と知ってその天皇と葛城一言主大神との出合いの物語を載せる。それは葛城山で古事記にはこの記九八の物語につづけて「又一時」として、雄略

雄略朝歌謡についての二・三の私者

連想によって展開してゆく<古事記的発想>である。ところで、 語」の「いづれの御時にか」という書き出しとの相違を思わせるも 仁徳記に一例、雄略記にこのほかに一例、都合五例ある。これは中 語も「又一時」という書き出しで、この書き出しは、応神記に一例 非礼を謝し、 にあり、雄略五年紀に編年された紀七六の物語の前駆的な役割りを の天皇と一言主大神との出合いの物語は、日本書紀では雄略四年紀 配列と同様、「葛城山の大猪」から「葛城山の一言主大神」へは、 へ、「吉野の鹿猪猟り」から記九八の「葛城山の大猪」へ、という 九六の「吉野川」へ、「吉野川」から記九七の「吉野の鹿猪猟り」 ない。それが並んでいるのは、記九二~記九五の「美和河」から記 る。この二つの物語の間には、 のだが、いずれにせよ、著しく独立物語的で、挿話的な扱いであ 式であろう。恰も「伊勢物語」の「昔」という書き出しと「源氏物 巻末の「天之日矛物語」の書き出しに「又昔」とあるものの発展形 皇の還幸を長谷山口まで見送ったという話である。実は記九八の物 大刀・矢弓・衣服を供え、大神も亦それを嘉納し、 古事記の場合必ずしも因果の関係は

でほぼ同一骨格であるが、古事記のように、一言主大神に幣帛としを来目河(古事記では長谷山口)まで見送ったという、見送りの記事ま大神との出合いの物語は、古事記のそれと同工異曲で、天皇の還幸大神との出合いの物語は、古事記のそれと同工異曲で、天皇の還幸との天皇は、皇后の言を入れて舎人を処刑する非を悟って、「我れてみられる天皇は、のべた筋書で知れるように勇猛果断であり、後にみられる天皇は、のべた筋書で知れるように勇猛果断であり、後

て指摘したように、その殆どが漢籍による潤色であるが、

その前文

務めている。紀七六の前・後文は、早く「書紀集解」が出典を挙げ

ば、こちらは外来の神仙思想に触れた人々の脚色で計画的な配置だされ、神を「仙に逢ふが如し」と形容し、相共に猟を楽しみ、天皇はく、神を「仙に逢ふが如し」と形容し、相共に猟を楽しみ、天皇はく、神を「仙に逢ふが如し」と形容し、相共に猟を楽しみ、天皇はく、神を「仙に逢ふが如し」と形容し、相共に猟を楽しみ、天皇はく、神を「仙に逢ふが如し」と形容し、相共に猟を楽しみ、天皇はく、神を「仙に逢ふが如し」と形容し、相共に猟を楽しみ、天皇はく、神を「仙に逢ふが如し」と形容し、相共に猟を楽しみ、天皇はく、神を「小を神を禁る」という記事はない。

掌

ということが出来ようか。

間に成立もしくは伝承されたものであるらしいことと決して無縁でけあって古事記にない歌謡七首のうち、二首までが帰化系の人物の間に成立もしくは伝承されたものであるらしいこと、日本書紀にだち、その八割以上の一〇首までが、どうやら神々に関連した人々のことは 古事記に だけあって 日本書紀に ない歌謡一二首のう

はあるまい。

その組歌による脚色であろう。記九四について、「記紀歌謡集全講先・り風に、第三句(短句)で繰り返す同一形式で文芸意識による選択を思わせるものだが、抒情歌四首を二首ずつの問答体に編成して択を思わせるものだが、抒情歌四首を二首ずつの問答体に編成して択を思わせるものだが、抒情歌四首を二首ずつの問答体に編成してれによって叙事を遂げる、云うならば歌物語の前駆的形態で、叙それによって叙事を遂げる、云うならば歌物語の前駆的形態で、叙えれによって叙事を遂げる、云うならば歌物語の前駆的形態で、叙えれている。

化系の工匠で、

鷲命を率いた太王命を祖と仰ぐ斎部広成が新羅からの帰化人天之日

あえて「天」の字を避けて「海」としたのは、

皇、与 二の三首は「神 語」(記三~記さ)と関係のあるものらしく、おそところのものであったらしい。また「天語歌」の記一〇〇~記一〇 とある朝妻手人龍麻呂は 』(後老三年十一月紀)に「海語連」の姓を賜わり、 することを職能とするものであったろう。私見によれば た、出雲語部等を含む混成部隊で、宮中の祭儀には寿詞、寿歌を奏 おそらく天語連の輩下の集団は「天」と意識された宮中に常備され を慶祝する(記一〇二)寿歌的性質を持った三首一組の歌謡である。 稜威を畏み (記100) 、 天皇の 偉容を称え (記101) 、 君臣の和楽 を思わせる。物語を離れてみれば、その内容は伝統のある皇室の御 あろう。記一〇〇、記一〇一に、「新嘗屋」の語のあることがそれ 右京神別)の輩下によって、新嘗の日の宮中の宴席で奏されたもので らく天日鷲命(阿波国忌部祖也―古語拾遺)を祖とする「天語連」 周辺にあって、神事に関心を持つ人々の関係(形成・或いは伝承)する 美和河で衣を洗う童女から始まる古事記の物語は、どうやら三輪山 らしく、『元亨釈書』(巻十八、神仙)に伝える久米仙の物語に似て、 の伝承歌らしい歌謡から察しても、三輪の御諸に縁を求めての命名 「御諸の その高城なるのあるところとしても、 者」を引いて、この歌謡を神事歌謡とみているが、その当否は論 は 与: 妹豊次入日女命、 「琴歌譜」が、 その高城なる この縁起を正説とする「伊久米入日子伊佐 る「大猪子が原」(記六1)とある、ワニの臣**ロスロピルム。 | 怒りと 歎きの 主人公である 赤猪子の名は 「天語連」の必要とする祭器を作成した帰 登二於大神美望呂山、拝二祭神前一作歌 雑戸から除かれた 「続日本紀

津野媛とある。の臣の女、都怒 工匠、巧手者)が多く百済(雄略七年紀、或本)、呉(仁賢六年紀) えぬのは、 の臣の女、都怒郎女とあり、日本書紀では大宅臣の祖、深目の女となっている。また反正皇妃は古事記では、丸深目の女となっている。また反正皇妃は古事記では、丸 思われるふしがある。 記一〇二 (字岐歌)、 れる「天語連」の輩下も祭祀系の氏人であったらしい。また記九九 説は取らない)。 に通うもので、 袁杼比賣に対応するとみられる婇童女君があり、それは春日和珥臣見えない。 これはどう解すべきであろうか。日本書記には古事記の 十八氏の始祖とあるが、その中に書紀には始祖とある和珥臣の名は 名で掲記され、春日臣、 御兄の天足彦国押人命で、この御方は古事記では天押帯日子命の御 皇妃に召された古代の豪族である。 い落して、 女であるというが、この氏も本来は祭祀に関連の深い氏であったと に関連して歌われている。袁杼比賣は序章でいったようにヮニ氏の していることから察しられるのであるが、いずれにせよ「天語歌 国人都留使主より出づ(姓氏録、大和国諸蕃)とあり、 であったことを思わせる。 国の穢れを清めたと伝えられる者もあり、 神事に関連した場で歌われた歌謡で、 おそらく古代の和珥臣は春日臣、 天日槍 朝妻手人龍麻呂を 帰化人とみたのは 春日和珥臣は複姓で、 そのことは 記一〇四 (志都歌) は、 (書紀) ワニ氏の先祖の中には反乱者を河の流れに追 大宅臣、 を 「天語連」が忌部同様、 (海語連という姓から天語連を海部に属するとみる 「海日槍」 粟田臣、小野臣、 始祖は書紀によれば孝安天皇の 前記十八氏の中に和珥臣がみ いずれも春日の袁杼比賣 (古語拾遺) 大宅臣等に分かれ、 臣の祖、木事の女のでは、丸邇の許書登では、丸邇の許書登でと その伝習者と思わ 柿本臣をはじめ 「手人」 祭祀に関した氏 「朝妻造」 その女は屢 と記した心 から来朝 (才技、 は韓

色となっている。このことは歴史家の間などで早くから云われ、 う伝承を採り摭ったこととの間には、古事記の本質にかかわるもの 略する。この推測が当っていれば、 係りの深かった氏とする理由は、例えば『講座日本の神話6、 事との関係を思わせるものだが、わたくしがワニ氏を、 子を遣わした時の歌だとされていることなど、 妬物語> (仁徳記)を形成する「志都歌之歌返」の中で、 猪子が原…」(記六二)という神事の場を序とした歌は八石之日売嫉 ること、また先に赤猪子の場合に引用した「御諸のその高城なる大 には小野氏、柿本氏の如く祭祀にかかわりを持つと思われる氏があ 識で確かには云えぬが、 部のみが和珥部臣として残ったものか、こうしたことは とは些か危険で、より広い見渡しが必要であろう。 こともあるかも知れない。併しそうした個人関係を過大に考えるこ 推定される)と和珥部臣君手との関係をあげるものがある。 以外にも多く、そうしてそれは日本書紀にはない古事記の記事の特 があると思われる。 た家筋の伝承であることは動くまい。こうした歌謡の多いことと、 ころがあるにしても、古事記にだけある十二首中の多くが、 三首も亦、神事に係りを持った氏の伝承である。またもし当らぬと の英雄』中の、 の理由として同じく 壬申の乱の 功臣であった多臣品治 葛城山での一言主大神との出合に、幣帛を献り、神も嘉納したとい かわりを持った家々の伝承の 「古代の反逆物語」等で述べあるので、 ワニ氏の伝承と思われる記事は袁杼比賣の物語 少くともワニ氏と同族とみられるものの中 一環として、 記九九、 紀一〇三、 いずれもワニ氏と神 すなわち神事に ここでは省 記 和邇之臣 もと祭祀と (安萬侶の父と そうした 向に無知 そうし 〇四の 古代 そ

雄略朝歌謡についての二・三の私者

が帰化系人物の伝承らしいことと、 は最も優位の立場にあったと思われる帰化系人物の最も立ち入り難 上げるべ 話が多岐に渡ったが、 伝承の多いことを対照すると、そうしたことが思われるのである。 古事記にはない日本書紀独自の歌謡七首のうち、少くとも二首まで ついてのべる。 海語連」との表記上の相違や、 伝統を重んじる神事関係の場であったろう。 、きではあるまい もう一組の共通歌謡である記九七と紀七五に か おそらくその初 歌謡の上で大きく分れた雄略朝の 古事記の独自歌謡に祭祀者流の め 書承的伝承の上で 「天語連」と

開けたものの 宇斯能神が化生し (古事記) 、足を差し入れる 褌 名起原として語られているが、 生した(書紀)というところからすると、蜻蛉のアキの連想は、 する。イザナギ大神の禊祓の時、 穢を「かか吞む」ように この二つの歌謡は序章でいったように、いずれもアキヅの野 yる。しかも阿岐豆は速開都比畔が塩の八百会に坐して諸々の罪は、前の共通歌と同様、人称の転換があり、虻が登場し蜻蛉が登い、前の共通歌と同様、人称の転換があり、重なである。この歌謡には掛け合い形式と思われる表現があり、書紀歌の場 おそらく本来は 山地芸能に 付帯して 歌われた 歌謡であったろ 物語ではノとあるように、 状態で、 ここに 大口をあける「早喰ひ」 、足を差し入れる 褌 から開 囓 神が化 (水の時、 髻 を差し入れる 冠 から飽昨之 はかま あきぐみのかる はかま あきぐみのかる(祝詞、六月晦大蔵)、仇なす虻を「早喰ひ」 物語の筋と歌の内容とは歌ではシ 必ずしも 一致するものでは の滑稽があ 口を の地 V

れからの転成であろうという。

したがって、

アキヅシマと呼ぶ地名

孝安天皇の「秋津嶋宮」を直

あえて異を立て

ある「倭国磯城郡磯城嶋」の地名がもとで、枕詞としての用法はそ

が大和になかったとは云い切れぬが、

ちに地名による宮號とみることは如何であろうか。

るわけではないが、これは秋津・嶋宮であったのではないか。アキ

」と仰せられたので「始めて秋津洲の號あり」とあるのがそれであ廻望して「内木綿の眞连き国と雖も、なほ蜻蛉の臀佔めせるが如します。 神武三十一年紀に、天皇が腋上のホホマの丘に登って、気状をう。神武三十一年紀に、天皇が膝上のホホマの丘に登って、気状を の結句は「汝が形は、置かむ、蜻蛉島大和」と野の高峰を面のあたりに仰ぐ一帯の地である。 として用いられるシキシマも、 界での支配的な見解である。 があって、それが転じて我が国の名となった、 上のホホマの丘から眺められる一帯のうちに、 その地の宮を秋津嶋宮 る。腋上は履中三年紀の掖上室山、 はこれとは別に、ヤマトの国號起原を語る伝承を載せるからである 九七と同結句の歌謡を載せるが、 にも書紀らしい形のものとなっている。 和の讃詞名のように用いられ、歌の主題は蜻蛉の忠誠を嘉する如何 大和の国號の由来を歌う形のもので、歌詞でみるとこのヤマトは吉 (万葉九ーー七八七) 記 記九七 何島の名を持つ地は内陸にも多い。現に、 の結句は というように、 「そらみつ (記、葛城室之秋津嶋宮) Eにも多い。現に、「磯城嶋日本國乃」 り論しまのやまとのくにの の論シマは島嶼に限っての呼称ではな 欽明天皇の「金 刺 宮」 大和の国を アキツシマと同じくヤマトの枕詞 本文がこの形であるのは、 孝安二年紀の室と同所であり、 もっとも「一本」として記 というところから、 とあって、 蜻蛉島とふ」 これに対して紀七五 とするのが現在の学 アキズシマと呼ぶ地 の所在地 とあり、 国状を

様相を異にするものと思われる。

在って、 というよりも、実は蜻蛉のアキはすなわち秋という連想観念がまず キからは <稲穂のあからむ収穫のアキ(秋)> 祝福につながる「天皇の国見」の場における人臀帖めの蜻蛉>のアルでは、からのではない。 るからであろう。山地芸能の趣きを持つ記九七の八早喰ひの蜻蛉 感応させ、 のアキから、大口を開けた状態が連想されたとすれば、 である。敢てその無理をするのはおそらくトナメ(交合)に、 立てであった、とでも付会するほかはないが、 然るのちに豊穣を予祝する意味から「臀呫めせるが如し」 ものを成り出させる共感呪術的な意味あいを意識してい が連想されたろう 如何にも無理な比喩 統御の地の 神々を

いうより観念の具象だと考えている。(国見の歌ニっ、「国文学研究第二九ところではないか。わたくしはかねがね「国見歌」の多くは実景と実際の景ではなく観念の具象としての景である。とみるのが妥当なと形容したもので、比喩としては如何にも無理なアキヅのトナメは

集」、「研究資料叢書、万葉集■」再録〉

とは云え、そうした連想観念は「葦原千五百秋瑞穂

国に

の名称の起る所はおそらく「葦が散る難波」(方葉廿―四三二一等) 河内を中心に畿内一円を指す「大日本豊秋津洲」は、た識による観念的な領土呼称と思われるものだが、その中で、 ろう。ところで、所謂国生み神話の「大八洲 国」なるものは、韓河口とする 大和川水系に 潤わされた 河内平野の 穀倉地帯であった 成立し難いものであったろう。「新墾田の鹿猪田の稲」は「あなひ(天孫降臨章)という名称と同じように、 おそらく 山地のヤマトでは 再吟味の必要があろうと思われるものである。 とで、そのために単にアキヅ何々というのではなく、アキヅシマと 地名がもとであったか、或いは逆に「大日本豊秋津洲」の呼称がも の秋の具象風景であったとすれば、アキヅシマという語は大和の一 であったろう。「蜻蛉の臀呫めせるが如し」が、のべたように豊穣 の交通の要衝で、淡路、阿波を指呼に望む難波文化圏での、 半島と島との間に航海の記憶を持つ人々の知識を拠り処に、 ねひねし」と歌われて(万葉一六一三八四八)、 いう呼称が、大和の国讃めの定形となったのであるか、 「葦原千五百秋瑞穂国」と同じく、 稲穂の稔りに縁を持たせた呼称 瑞穂とは縁が遠い。 いちおうは これも亦 大和、 政治意 半島と を そ

い浮ぶ儘を述べて来たが、限りある紙幅のことゆえ、大和と河

雄略朝歌謡についての二・三の私考

内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして

章四四

書紀の記述に外廷的な事項に関するものが多く、古事記の記述に内 古事記歌謡が 天皇の 妻訪い を除けば、 雄略朝の日本書紀歌謡は、 廷的な事項に関するものが多いということは、 (紀七四・八三) が反乱と討伐の物語に付帯し、中も二首 (紀七五・七七) (記一〇三・一〇四) で終り、 古代物語を支える二本の柱は戦いの物語と男女の物語とである。 すべて処罰と免罪の物語に付帯したものである。 首 (記100) であるのと比較すると著しい相違である。 処罰と免罪に関するものは、 (記九二) に始まり、 序章で 見てきたように、 両書の成立と性格と 後宮内の酒宴歌 首尾の二首 これ 四歌

謡の一つの特色である。関する五首中の四首までが、婇に関するものであるのは、雄略期歌の、基本的な問題に係るものであろうが、書紀歌の処罰と免罪とにの、基本的な問題に係るものであろうが、書紀歌の処罰と免罪とに

略天皇と結びついて、恰も形の如くになっている。これは古代におとの誤解から、処罰され或いは処罰されそうになった話は、屢々雄 津媛は石川楯に淫けて焼き殺され(雄略二年紀)、 婇を 姧して 誘伐を 図といえよう。 ブリの名称と記紀の旋頭歌」でのべてある)。 これは 明らかに 意識された構 っている(紀七八が零の音によることは論もあるまいが、紀八〇をそれだとするの 紀七八と紀八〇とは琴の音が天皇を悟らせて、命が助かることにな ている。ことに紀七九と紀八一とは「馬」によって命を助けられ、 ら紀八一まで、すべて婇に関連した処罰と免罪との物語に結びつい の反映かと思われるほどのものだが、歌謡の場合も同じで紀七八か ける采女制度の確立が雄略朝と何等かの関係を持ち、そうしたこと 受ける凡河内直香賜の話 (雄略九年紀) など、 婇を 姧し 或いは 姧した 崩後の際の新羅弔使が、姪を姧したと誤解を受けて、 仕する立場の者としても、咨なる恋愛は禁忌であった。允恭天皇の い。併しその制度の成り立ちからいっても、 (雄略天皇) に捉えられ(允恭四十二年紀)、
延として
貢された
百済の池 形容瑞正を銓衡條件の一つにした「婇は、 - 旋頭歌形式は琴歌の掛合形式であると考えるからで、そのことは本誌前号の「ヒナ 男性の 興味を 引きやす 神なる天皇の側近に奉 大泊瀬皇子

[140]

彦の玄孫であるとするのは注意される。 ところから (神祇令)、婇を姧した贖罪の物語に結びついたものらしところから (神祇令)、婇を姧した贖踪を強収されている。餌香は河内と大和とを結ぶ大動脈の大和川沿いの地で、帰化系住民の醸す旨酒で賑わとを結ぶ大動脈の大和川沿いの地で、帰化系住民の醸す旨酒で賑わとを結ぶ大動脈の大和川沿いの地で、帰化系住民の醸す旨酒で賑わとを結ぶ大動脈の大和川沿いの地で、帰化系住民の醸すと河内と大和とを結ぶ大動脈の大和川沿いの地で、原本の質が、歌の主人公の協田根命は河内の餌香一帯を領有した豪族で、いが、歌の主人公の協田根命は河内の餌香一帯を領有した豪族で、いが、歌の主人公の場合は一般であるとするのは注意される。

直越の道より河内で幸」でまっき「三番をはましている」とない。 正ないま 日下に坐しし時、王を妻訪う物語は「初め大后(若日下部王) 日下に坐しし時、王を妻訪う物語は「初め大后(若日下部王) 日下にま する河内国志紀郡の大縣主の の残存勢力の象徴的存在であったらしく、物語的には河内皇別の日 た勢力であったろう。安康天皇はその大日下王を殺し、その妃であ 前に、自分を愚か者であると軽蔑していたと述懐している(☆#紀 部王の兄の大日下王とであった。允恭天皇は履中・反正の両兄が生 即位の時、仁徳皇子として皇位継承の有資格者は允恭天皇と若日下 紅争を窺うことが出来る。安康・雄略の両天皇の父である允恭天皇 れる履中・反正の両天皇とそれに対抗する安康・雄略の両天皇との 注意して『記紀』の記述を読めば、河内の勢力に支持されたと思わ の勢力圏は記九一の若日下部王の本貫である。 たがってこの妻訪いの物語(記れこ)の前文で、天皇と同じ家造りを った履中皇女を奪うのである。こうみて来ると若日下部王は河内系 大日下王を支持した勢力は、おそらく履中・反正の両天皇を支持し 越 の道より河内に幸行でましき」と書き出されている。すこし 「姓氏録」によれば河内皇別の日 下 部 連の遠祖は狭穂彦で、そくまかべのななと 狭穂彦を通じて歯田根命も亦その圏内の人物であった。 僭越を 咎めて、 その家を焼こうとす 雄略天皇が若日下部 日下の

下部連使主(頭京前紀)の如きは、その最後の抵抗者であったかも知る儘ならぬ思いを歌ったものだが、若日下部王も直ぐには応じない。「日に背きて幸行でましし事、甚、恐し。故、己れ直に参上りて仕へ奉らむ」という。倭漢書を東史、河内書を西文と書くが、日の出る東は大和で、日の入る西は河内である。『神武紀』に「背に日を負ひて撃たむ」という戦いの記事があるが、雄略天皇と若日下部王との間にも男と女との戦いがあって、結局、若日下部王が雄略、不皇の後宮に入ったことは、幾葛藤の末に大和に対する河内の抵抗、下皇の後宮に入ったことは、幾葛藤の末に大和に対する河内の抵抗、下の段落したことを意味するものらしい。或いは雄略天皇と若日下部王との間にも男と女との戦いがあって、結局、若日下部王が雄略、不皇の後宮に入ったことは、幾葛藤の末に大和に対する河内の抵抗、下部連使主(頭京前紀)の如きは、その最後の抵抗者であったかも知た履中皇子市辺王の遺子を奉じて逃避行をつづけて遂に自経した日下部連使主(頭京前紀)の如きは、その最後の抵抗者であったかも知い事連使主(頭京前紀)の如きは、その最後の抵抗者であったかも知を関中皇子市辺王の遺子を奉じて逃避行をつづけて遂に自経した日に対する。大縣主は「別には、日と大」といる。

若し『宗書倭国伝』にいう興・武が安康・雄略の両天皇に当ると 若し『宗書倭国伝』にいう興・武が安康・雄略の両天皇に当ると では決してない。比較の目が必要なのである。 では決してない。比較の目が必要なのである。 では決してない。比較の目が必要なのである。 では決してない。比較の目が必要なのである。 では決してない。比較の目が必要なのである。

•

五

古代歌謡と琴とは切り離せぬ関係にある。雄略朝歌謡は琴との関

雄略朝歌謡についての二・三の私考

れない。

る。 のは、 おそらく疑問である。事実は知るべくもないにしても、少くとも雄 れた紀七八の零が、同じく和零であったかどうかとなると、これは う政治向きの事柄に関連して、しかも帰化系の秦酒公によって弾か ったことは疑えぬとしても、内廷的な場を離れて、処罰と免罪とい る名称である。記九四、記一〇三が歌われた場合の琴が、 あったところからすると、既に外来零が普及していたことを思わせ ながら、 る「大歌所」で、その主なる伴奏楽器は「和琴」であった。 朝の古事記歌謡が後世への繋りを持っていたことを示すものであ 歌一は決して少ない数ではない。これははっきりとした形で、 曲名五、歌謡数五という全体との比率からいえば、志都歌一、 琴歌譜」の歌曲名一六、その歌謡数二一。そのうち両者に共通の歌 謡にみられる歌曲名一六(

書紀四)、その歌謡数三六(

書紀一五)。 ものがあまり顧みられたとも思われぬ時代に、古事記歌謡のあるも ている。 いる。『零歌譜』の成立は平安朝も比較的早い時期であろうとされ 記一〇三(字岐歌)は、零歌の歌詞と譜とを記した『琴歌譜』に出て 歌謡には序章でいったように、 係の上からも一つの転機であったように思われる。雄略朝の古事記 (大歌) としての名称を記したものがある。 このうち記九四 「琴歌謡」の歌曲が教習された場は「興世朝臣書主、善く和琴 楽官諸家の間で長く歌い継がれていたのである。 和琴という名称は、倭歌 仍って大歌所別当と為す」と『文徳実録』嘉祥三年紀にあ 勿論、歌詞には多少の変化がみられるものの、古事記その 志都歌、 (和歌) が 宇岐歌という、 漢 詩に対する名称でからうた 全古事記歌 和琴であ 宮廷歌曲 (志都歌) しかし 宇岐

> うなら、礼と楽との二つが並び行なわれて、はじめて上下斉和し、 ということが出来ようか。『允恭七年紀』の、天皇御自ら御琴を弾 この物語成立の背景には、神仙思想と共に礼楽尊重の思想が窺える められたとする天平一五年五月五日の『宣命』(第九詔)に徴して、 天下は静謐であるとの御考えから、天武天皇がこの舞(五節舞)を始 所引)が、二重写しになっていようとの指摘がされている。 う、五節の舞の縁起に関する天武天皇の御姿(「本朝月令」年中行事秘校 いて、「高唐の 神女の如き」 仙女の 舞をまざまざと 見られたとい 物語の雄略天皇の御姿には、所も同じ仙郷吉野で、御自ら御琴を弾 いて天皇の御前で舞を舞う嬢子の物語となったものであろう。との ったものが、美和河から吉野川へと舞台を移した雄略天皇と結びつ で、おそらく本来は、神前での巫女舞に恍惚となった民衆の声であ 神秘的な奏楽の音を、神が弾琴者に憑って弾かせ給うと感じた表現 琴に 舞する女 常世にこと まみ をみな とこよ 記九六は舞楽の琴である。 常世にもかも」は厳かに神前にひびきわたる 歌詞の 、「呉床居の 神の御手もち

鳳土配1 揖保郡、琴坂)というような話はある。 しかし、ここは天皇を点に特色がある。女を感ぜしめるために 琴を 弾いて 聞かせた 『播磨れに関連した者であったのに対して、弾琴者が帰化系の人物であるあれ大臣であれ、それが巫女、男覡としての面目を持った者か、そあれ大臣であれ、云ったように、それ以前の弾琴者が天皇であれ皇后で紀七八は、云ったように、それ以前の弾琴者が天皇であれ皇后で

を結ぶ思想から出ているものであったかも知れない。

る」というのが常礼となっていた、とあるのも、或いは歌舞と礼と當時の風俗として、舞うものは舞い終ると座長に対して「娘子を奉

き、皇后をして舞わしめたという、これと同パターンの記事の中に

略朝歌謡に至って、従来とは異なる零の面があらわれて来る。

の助詞から察して、物故の工匠の頌徳、顕彰の歌であろう)、 その 点からいうとう工匠の衷情を第三者の 立場から 歌ったもので(原歌はハャという詠嘆館を出すのである。以後弾琴者として帰化系の人物が登場するが、輔弼上の問題に関するものである。すなわち、琴は外廷的な政治に感ぜしめて、その処罰の非なることを悟らせるという、いうならば感ぜしめて、その処罰の非なることを悟らせるという、いうならば感ぜしめて、

(詩寒、大序)という、歌の徳に関する中国思想との 関係が 強調され伊勢国の三重媒の物語などと共に、従来、「動≒天地」感≒鬼神」 が助かっているところから、記一○○を歌って、死罪を免ぜられた紀八○と関連を持つものであろう)、それによって、これもまた死ぬべき命法の失われるのを惜しだ歌で(原歌は帰化系の尊名部の工匠の追悼歌で、先の技の失われるのを惜しだ歌で(原歌は帰化系の尊名部の工匠の追悼歌で、先の技の失われるのを惜しだ歌で(原歌は帰化系の尊名部の工匠の追悼歌で、先の技術を持つという。

歌詞の内容が天皇を動かしたともみることが出来るだろう。紀八〇

に悟らしめむと欲ふ」、「琴の声を悟りたまひて、その罪を赦したてはなるまい。紀七八の前・後文には明らかに「琴の声を以て天皇礼二」(孝經三才章)という、礼・楽尊重の中国思想との関係を軽視して来たが、それと同時に「楽者天地之和也、礼者天地之序也」(詩經、大彤)という、歌の徳に関する中国思想との関係が強調され(詩經、大彤)という、歌の徳に関する中国思想との関係が強調され(詩經、大彤)という、歌の徳に関する中国思想との関係が強調され

たのは折口信夫である(全集第一巻三八六頁)。同氏は更に 皇孫 建王を化五年)もそれである。この歌を「皇太子の為の代作であろう」とし得て、その歌を弾琴唱歌したという 野中川原史満の 場合(幸徳紀、大めにその妃の死を悼んで悼亡歌(紀二三・二四)を献呈して御感をめにその妃の死を悼んで悼亡歌(紀二三・二四)を献呈して御感を

いるので、あえて思うところを記して結びとする。

雄略朝歌謡についての二・三の私考

まふ」とあるのである。

帰化系人物と弾琴者との関係についていうなら、中大兄皇子のた

に、悼亡歌を詠むべき立場になかった皇太子のための代作であると言別」(橋守部)が「此は皇太子の御心になりてよめる」というようであろうという。野中川原史満の歌は、その内容からいえば「稜威勿れ」(常照紀、四年十月)とあるところから、これもまた 萬里の代作衆大蔵造萬里に詔して曰く、斯の歌を伝えて、世に忘らしむること追悼して口號された斉明天皇の御製歌(紀二九~二二)の後文に「追悼して口號された斉明天皇の御製歌(紀二九~二二)の後文に「

に、あえて分立させたと思われるものであるが、片歌を含む三首一に片歌形式歌謡をふくんでいる。しかもこの片歌は三首とするためのであるとも解されはしまいか。また御製歌の場合は三首一連の中のであるとも解されはしまいか。また御製歌の場合は三首一連の中のであるとも解されはしまいか。また御製歌の場合は三首一連の中のであるだろう。しかし、礼・楽が尊重されるようになると、天皇もいえるだろう。しかし、礼・楽が尊重されるようになると、天皇

代作説があまりに決定的で、その上に立った論が色々と立てられてう。折口信夫はわたくしの最も尊敬する学者の一人であるが、その方。折口信夫はわたくしの最も尊敬する学者の一人であるが、そのた、とある。秦大蔵造萬里は記帳に長じた右筆的な存在で、「斯の下歌」は男覡的な面を持った建内宿禰が「御琴を給わりて」唱歌し「本岐歌」とその「片歌」(記ゼニーゼ四)がそれである。「本岐歌之「本岐歌」とその「片歌」(記ゼニーゼ四)がそれである。「本岐歌之

連の形式は「思国歌」とその「片歌」(配三一三三)がそれであり、